

無料

全国一斉 新型コロナウイルス感染症

生活相談ホットライン

コロナの影響で
ローンの返済が
難しい

コロナ拡大で
GOTO中止!
キャンセル料を
払わないと
いけないの?

生活に不安が
あるけど、
何か支援が
受けられるかな?

緊急事態宣言で
営業時間短縮。
暮らしていけない



新型コロナウイルスの影響で生じた様々な問題について、生活困窮・消費者問題・災害支援を専門とする弁護士が、その場で 無料で 電話相談に応じます!

日時

2月25日(木) 午前10時～午後7時

(予約不要)

☎ 0120-254-994

【主催】日本弁護士連合会・静岡県弁護士会

当ホットラインは、日本弁護士連合会災害復興支援委員会・貧困問題対策本部・消費者問題対策委員会の合同企画です。

お問い合わせ



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

☎ 054-252-0008

2月25日以外も

コロナに関する無料電話相談 実施中!
(数日中の折り返し方式となります)

☎ 054-204-1999

又は弁護士会ホームページで受付

